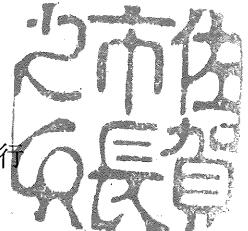


諮問書

佐市健第1490号
平成24年10月24日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、
下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1. 諒問事項

佐賀市保健福祉会館への防犯カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び外部提供を行うことの可否について

2. 諒問理由

佐賀市保健福祉会館は、保健と福祉の総合施設として、各種健診等の保健事業や福祉団体による活動が実施されている。

当該施設の閉館時の警備業務は専門業者へ委託しており、その形態は機械警備としているが、警備の強化を目的とし、防犯効果が期待できる防犯カメラを設置する。

3. 所管課

健康づくり課

4. 設置時期

平成7年4月1日

5. 防犯カメラの概要

(1) 設置場所及び設置台数

・1階北側及び南側玄関付近 各1台、2階窓口付近2台 合計4台

(2) 撮影する画像及び保存方法

・機械警備実施中に警報器が作動したときに20秒間の撮影を開始する。

- ・撮影データは、警備業務受託者のハードディスクに記録される。
- ・警備業務受託者は、速やかに画像データを解析する。
- ・解析の結果、取扱者が保存不要と判断した記録データについては、その都度完全消去する。
- ・記録データは、撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(3) 掲示

- ・カメラ設置場所に「防犯カメラ作動中」等と明記した表示を掲示する。

6. 記録データの取り扱い

- ・「佐賀市保健福祉会館防犯カメラ運用基準」を定め、防犯カメラ管理者及び防犯カメラ取扱者を特定する。
- ・記録データは、防犯カメラ管理者及び防犯カメラ取扱者のみが取り扱う。

7. 記録データの外部提供

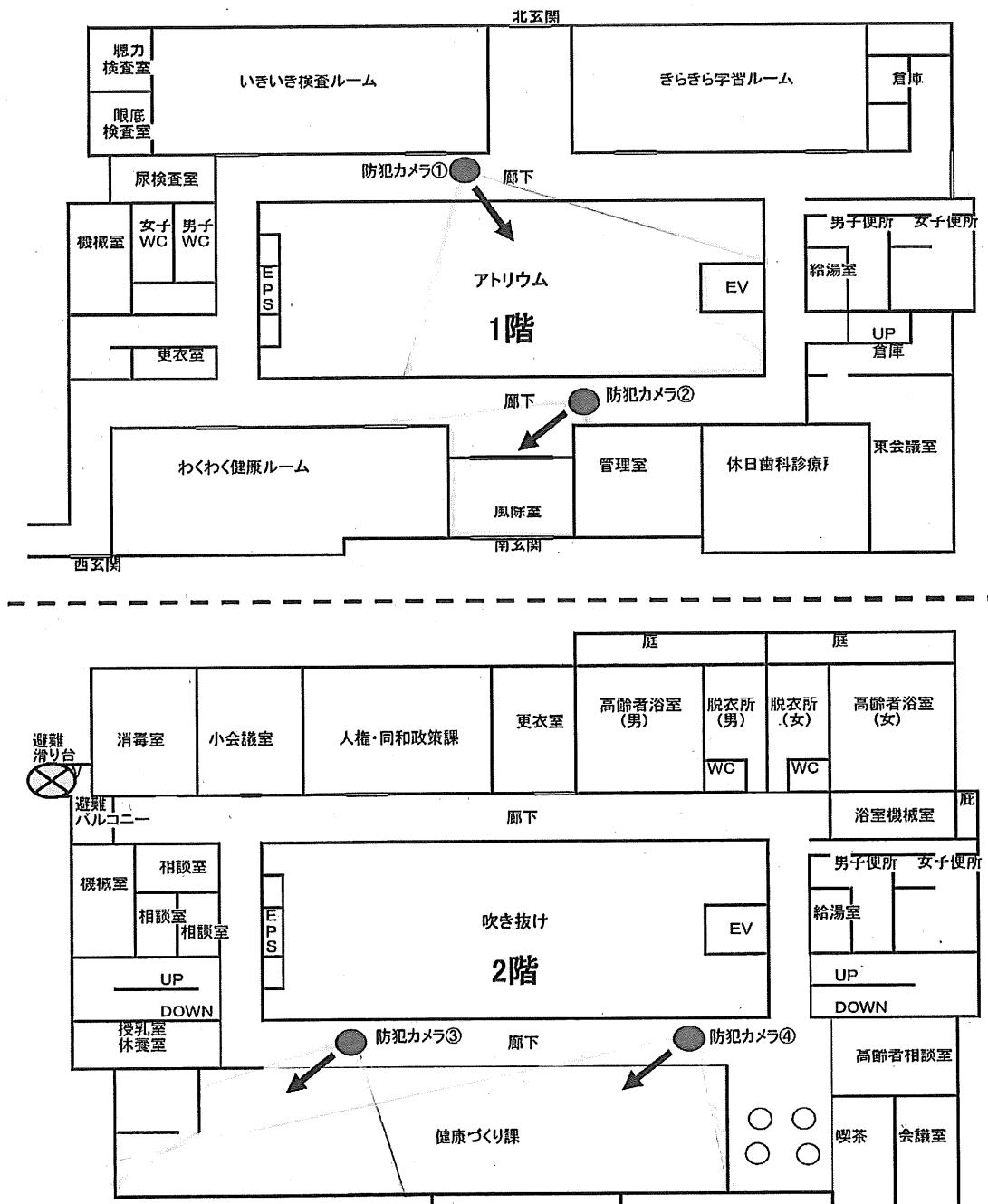
記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「佐賀市保健福祉会館防犯カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

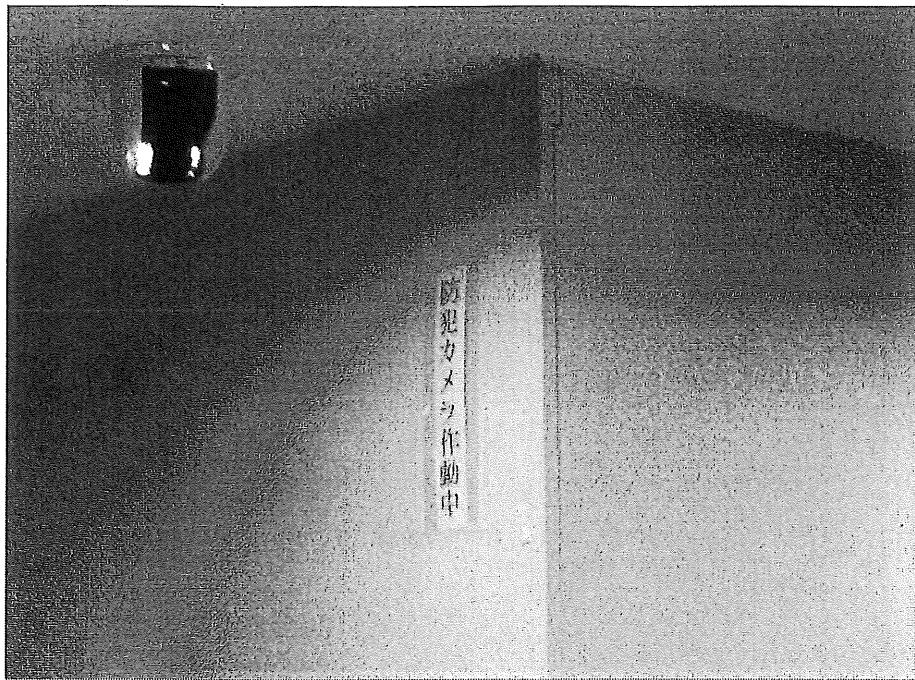
なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

佐賀市保健福祉会館防犯カメラ位置図



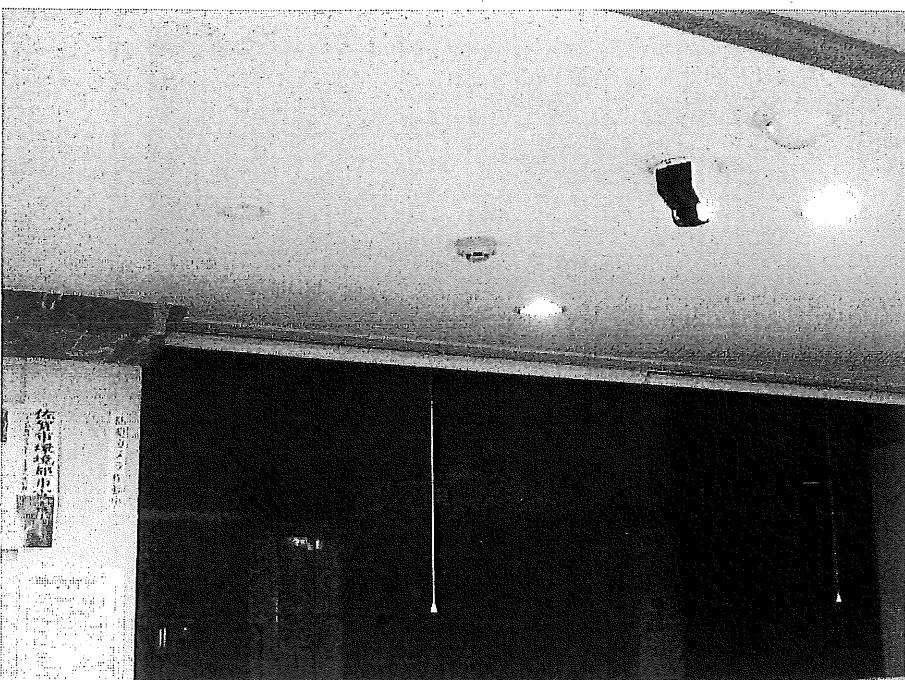
防犯カメラ①



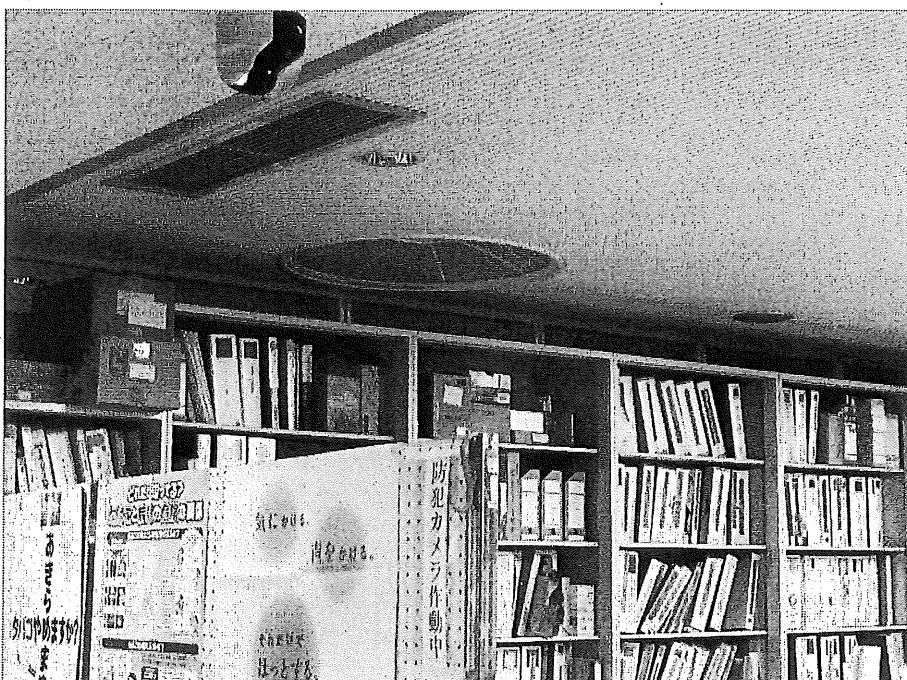
防犯カメラ②



防犯カメラ③



防犯カメラ④



佐賀市保健福祉会館防犯カメラ運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市保健福祉会館における防犯を目的として設置する防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「記録データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(防犯カメラの設置)

第2条 防犯カメラは、佐賀市保健福祉会館において、防犯上必要な場所に設置する。

2 防犯カメラを設置した場所には、防犯カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(防犯カメラ管理者及び防犯カメラ取扱者)

第3条 防犯カメラの適正な運用及び管理を図るため、防犯カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、健康づくり課長とする。

3 取扱者は、警備業務受託者とする。

4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

5 取扱者は、この基準を遵守し、防犯カメラ及び記録データの適正な取り扱いに努めなければならない。

(記録データの取り扱い)

第4条 記録データは、機械警備実施中に警報器が作動した場合に限り、取扱者が保有する専用の記録媒体に記録する。

2 取扱者は、警報器が作動したときは、速やかに解析を行い、取扱者が保存不要と判断した記録データについては、速やかに専用の記録媒体から完全消去する。

3 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(記録データの提供等の制限)

第5条 記録データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この基準は平成24年10月16日から実施する。